

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－1④ 「検査項目別運用表（上水道・土木）」（監督員）

別紙－1④

(監督員)

検査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ 36) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 37) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 38) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ 39) ・ 施工計画書に定めた休日予定とおり休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 	上記該当であれば d	
		<p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>※評価対象数が2項目以下の場合はe評価とする</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかつた。 	上記該当であれば e	

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{0\%}$$

評価

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－1④ 「検査項目別運用表（上水道・土木）」（監督員）

別紙－1④

(監督員)

検査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ 36) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 37) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 38) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ 39) ・ 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんどない。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 	上記該当であれば d	
		<p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする</p>		$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{\text{評価値}} \%$		

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－1④ 「検査項目別運用表（建築等）」（監督員）

別紙－1④

(監督員)

検査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ 36) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 37) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 38) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ 39) ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <p>その他(→)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかつた。 <p>上記該当であれば e</p>		

評価値が90%以上 a	評価する項目	× 100 =	0	%
評価値が80%以上～90%未満 b	評価対象項目	0	0	
評価値が60%以上～80%未満 c				
評価値が60%未満 d				
※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				
				評価

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－1④ 「検査項目別運用表（建築等）」（監督員）

別紙－1④

(監督員)

検査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	「評価対象項目」 <ul style="list-style-type: none">・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。（※施工プロ 36）・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。（※施工プロ 37）・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。（※施工プロ 38）・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。（※施工プロ 39）・ 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんどない。・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。・ その他（ ）			<ul style="list-style-type: none">・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかつた。 <p>上記該当であれば e</p>	
		評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする			$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{0\%}$ <p>評価</p>	%

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－1⑧ 「検査項目別運用表（上水道・土木）」（監督員・担当係長等）

別紙－1⑧

【記入方法】評価する項目(施工性・品質・安全性等)のマークを、フルダウントメニューから■マークに変更する。(一つの提案に対して一つの評価)

(監督員・担当係長等)

検査項目	細別	1.創意工夫キーワード一覧表(创意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5.創意工夫 キーワード評価	1.施工関係	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫、又は設備据付後の試運転調整の工夫 ・2. コンクリート二次製品の利用等、代替材の選用と工夫 ・3. 土工・地盤改良・構築設置・舗装・シングル打設等の施工関係の工夫 ・4. 部材並びに機材等の搬運及び吊り方式などの施工方法等の工夫 ・5. 設備工事における加工・組み立て等、又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ・6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の連結防止・配管のつなぎ等に関する工夫 ・7. 照明などの視界の確保に関する工夫 ・8. 仮排水・仮道路・迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ・9. 逆腹車両・施工機械等に関する工夫 ・10. 支保工・型枠工・足場工・仮設橋・覆工板・山留め等の仮設工関係に関する工夫 ・11. 盛土の縮減度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ・12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ・13. 出来形又は品質の計測・集計・管理図等に関する工夫 ・14. 施工管理ソフト・土量管理システム等の活用に関する工夫 ・15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事(※本項目は2点の加点とする。) ・16. その他() 	・	・	・	・	()
	2.新技術活用	<ul style="list-style-type: none"> ・17. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (※本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。) ・18. その他() 	・	・	・	・	()
	3.品質関係	<ul style="list-style-type: none"> ・19. 土工・設備・電気の品質向上に関する工夫 ・20. コンクリートの打設関係の工夫(材料・打設・養生・出来形・品質等) ・21. 鋼筋・PCケーブル・コンクリート二次製品等の使用材料による工夫 ・22. 装飾・溶接作業に関する工夫 ・23. その他() 	・	・	・	・	()
	4.安全衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> ・24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物・墜落・転落・挟まれ・看板・立入禁止標・手標・足場等) ・25. 安全教育・技術向上講習会・安全バトーカー・安全器具使用等に関する工夫 ・26. 稲葉事務所・労務省栖息所等の環境向上及び設備に関する工夫 ・27. 脱欠対策・有害ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫 ・28. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通の安全確保に関する工夫 ・29. 作業環境が厳しい現場での環境改善に関する工夫 ・30. ゴミの減量化、アグリングストップの推行等の地床環境への工夫 ・31. その他() 	・	・	・	・	()
	5.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・32. その他(「週休2日適用工事」実施要領により「月単位の4週8休以上」を達成した。) ・33. その他(電子納品を実施した。) ・34. その他() 	・	・	・	・	(週休2日実施) (電子納品実施)
記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		評点 0 点	【創意工夫の詳細】				
			※特に評価すべき創意工夫例を加点評価する。 ※該当キーワード数の数と点数を勘案して評価する。 ※1項目1点とする。(2.新技術活用を除く。) ※加点は+7点～0点の範囲とする。				

※1. 上記の検査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、没収者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※3. 「担当係長等」が評価する「1. 工事特徴」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の基準に係る項目は評価しない。

※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。

※6. 1～5の各キーワードの加点は、それぞれ1項目のみとする。

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－1⑧ 「検査項目別運用表（上水道・土木）」（監督員・担当係長等）

別紙－1⑧

【記入方法】評価する項目(施工性・品質・安全性等)のマークを、フルダウントリニティから■マークに変更する。(一つの提案に対して一つの評価)

(監督員・担当係長等)

検査項目	細別	1.創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)		
5.創意工夫	1.創意工夫 キーワード評価	1.施工関係	・ 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫、又は設備据付後の試運転調整の工夫 ・ 2. コンクリート一次製品の利用等、代替材の活用と工夫 ・ 3. 土工・地盤改良・橋梁仮設・舗装・コンクリート打設等の施工関係の工夫 ・ 4. 部材並びに機材等の選定及び吊り方などの施工方法等の工夫 ・ 5. 沿岸工事における加工・組み立て等、又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ・ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止・配管のつなぎ等に関する工夫 ・ 7. 脱型などの視覚の確保に関する工夫 ・ 8. 仮排水・仮道路・迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ・ 9. 逆転車両・施工機械等に関する工夫 ・ 10. 支保工・型枠工・足場工・仮設橋・覆工板・山留め等の仮設工関係に関する工夫 ・ 11. 磁土の範囲度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ・ 12. 施工計画書の作成・算定の管理等に関する工夫 ・ 13. 川床形状又は品質の計画・算計・管理図等に関する工夫 ・ 14. 施工管理ソフト・土量管理システム等の活用に関する工夫 ・ 15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事(※本項目は2点の加点とする。) ・ 16. その他()	・	・	・	・	・()	
		2.新技術活用	・ 17. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度で登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (※本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。) ・ 18. その他()	・	・	・	・	・()	
		3.品質関係	・ 19. 士工・設備・電気の品質向上に関する工夫 ・ 20. コンクリートの打設関係の工夫(材料・打設・養生・出来形・品質等) ・ 21. 鉄筋・PCケーブル・コンクリート二次製品等の使用材料による工夫 ・ 22. 配筋・密接作業に関する工夫 ・ 23. その他()	・	・	・	・	・()	
		4.安全衛生関係	・ 24. 安全を確保するための仮設物等に関する工夫(落下物・墜落・転落・挟まれ・看板・立入禁止標・手摺・足場等) ・ 25. 安全教育・技術向上講習会・安全パトロール・安全帯使用等に関する工夫 ・ 26. 現場事務所・労働者休憩所等の環境向上及び設備に関する工夫 ・ 27. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫 ・ 28. 歩行中の消路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通の安全確保に関する工夫 ・ 29. 作業環境が厳しい現場での環境改善に関する工夫 ・ 30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ・ 31. その他()	・	・	・	・	・()	
		5.その他	・ 32. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し、技術者が週休2日(4週8休相当)を達成。)(※本項目は3点の加点とする。) ・ 33. その他(電子納品を実施した。)(※本項目は2点の加点とする。) ・ 34. その他()	・	・	・	・	・(週休2日達成) ・(電子納品実施) ・()	
		記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		評点 0 点	【創意工夫の詳細】 ※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※該当キーワード数の数と重複を勘案して評価する。 ※1項目1点とする。(2.新技術活用、週休2日を除く。) ※加点は17点～0点の範囲とする。				

※1. 上記の検査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※3. 「担当係長等」が評価する「4.工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。

※6. 1～5の各キーワードの加点は、それぞれ1項目のみとする。(例:「5.その他」32と33で重複した場合は点数の高い32(3点)が加点の対象となる。)

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－1⑭ 「考査項目別運用表（建築等）」（監督員・担当係長等）

別紙－1⑭

【記入方法】創意工夫キーワードの該当する項目の・に■マーク、評価項目の・にも■マークを記入する。

考査項目	細別	1.創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)	
5. 創意工夫	1.創意工夫 キーワード評価	1.準備・後片付 け関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 測量・位置出しにおける工夫 ・ 2. 現地調査方法の工夫 ・ 3. その他() 2.施工関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4. 施工に伴う器具・工具・要因指の工夫 ・ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廢棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ・ 6. 上工事、地盤工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ・ 7. 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫 ・ 8. 電気工事等の遮断・配管等の工夫 ・ 9. 空調設備・衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫 ・ 10. 黒暗・視界確保等の工夫 ・ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ・ 12. 運搬車輌・施工機械等の工夫 ・ 13. 梯子、足場、山留等の仮設工事関係の工夫 ・ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 ・ 15. ブレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ・ 16. 改修工事等における仮設施工の工夫 ・ 17. 施工監視・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ・ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ・ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ・ 20. 施工管理ソフト・上量監理システム等の活用に関する工夫 ・ 21. その他() 3.品質関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21. 集計ソフト等の活用と工夫 ・ 22. 軟体工事の品質管理の工夫 ・ 23. 材料の検査・試験に関する工夫 ・ 24. 施工の検査・試験に関する工夫 ・ 25. 品質記録方法の工夫 ・ 26. その他() 4.安全衛生関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 27. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立人禁止標、手摺、足場等) ・ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ・ 29. 現場施設所、休憩所等の環境向上の工夫 ・ 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ・ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ・ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ・ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 ・ 34. ゴミの減量化、アソシング・ストップの施行等の地環境への工夫 ・ 35. その他() 5.施工管理関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 36. 出来形管理等に関する工夫 ・ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ・ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ・ 39. CAD、施工管理ソフト等の活用 ・ 40. CALSを活用した施工管理の工夫 ・ 41. その他() 6.その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ <新技術活用> ・ 42. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (※本項目は、1つ的新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。) ・ 43. その他(「週休2日適用工事」実施要領により「月単位の1週8休以上」を達成した。) ・ 44. その他(電子納品を実施した。) ・ 45. その他() 						
	記述評価	評点 0 点	【創意工夫の詳細】					
	【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ※1項目1点とする。(6. 新技術活用を除く。) ※加点は+7点～0点の範囲とする。					

※1. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※2. キーワードの評価(過送)及び詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※3. 「担当係長等」が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提出に係る項目は評価しない。

※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。

※6. 1～6の各キーワードの加点は、それぞれ1項目のみとする。(6.その他)は点数の高い得点が加点の対象となる。例: 124点、重複加点なら4点)

Ver. K2604

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－1⑭ 「検査項目別運用表（建築等）」（監督員・担当係長等）

別紙－1⑩

【記入方法】創意工夫キーワードの該当する項目の・に■マーク、評価項目の・にも■マークを記入する。

検査項目	細別	1.創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）	
5. 創意工夫	1.創意工夫キーワード評価	1.準備・後片付け関係 ・ 1. 植量・位置出しにおける工夫 ・ 2. 現地調査方法の工夫 ・ 3. その他() 2.施工関係 ・ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ・ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ・ 6. 十工事、河渠工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ・ 7. 部材・機械等の搬入・積入等を含む施工方法の工夫 ・ 8. 電気工事等の直線・配管等の工夫 ・ 9. 空調設備・衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫 ・ 10. 照明・視界確保等の工夫 ・ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ・ 12. 連搬車輌・施工機械等の工夫 ・ 13. 型枠、足場、山留等の仮設工関係の工夫 ・ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 ・ 15. ブレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ・ 16. 改修工事等における仮設施工の工夫 ・ 17. 腹存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ・ 18. 保全への転換による材料選定・施工方法等の工夫 ・ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ・ 20. その他() 3.品質関係 ・ 21. 集計ソフト等の活用と工夫 ・ 22. 施工工事の品質管理の工夫 ・ 23. 材料の検査・試験に関する工夫 ・ 24. 施工の検査・試験に関する工夫 ・ 25. 品質記録方法の工夫 ・ 26. その他() 4.安全衛生関係 ・ 27. 安全改修設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立人禁正規、手摺、足場等) ・ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、教育・マーティング、安全パトロール等に関する工夫 ・ 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ・ 30. 風欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ・ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ・ 32. 改修工事における既設利用者等に対する安全対策の工夫 ・ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 ・ 34. 「△」の減量化、アイリング・ストップの履行等の地球環境への工夫 ・ 35. その他() 5.施工管理関係 ・ 36. 出来形管理等に関する工夫 ・ 37. 施工計画書または算出記録等に関する工夫 ・ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ・ 39. CAD、施工管理ソフト等の活用 ・ 40. CALSを活用した施工管理の工夫 ・ 41. その他() 6.その他 ・ <新技術活用> ・ 42. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 （※本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。） ・ 43. その他(電子納品を実施した。(※本項目は2点の加点とする。)) ・ 44. その他() 評点 0 点 [創意工夫の詳細]						
記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ※1項目1点とする。(6.新技術活用を除く。) ※加点は+7点～0点の範囲とする。						

※1. 上記の検査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、受注者が提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※3. 「担当係長等」が評価する「4.工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 人札時の総合評価の提案に供する項目は評価しない。

※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。

※6. 1～6の各キーワードの加点は、それぞれ1項目のみとする。(例:[6.その他]42で重複した場合は点数の高い42(最大4点)が加点の対象となる。)

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－2① 「考查項目別運用表（上水道・土木）」（担当係長等）

別紙－2①

工事成績採点の考查項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままでする。

(担当係長等)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 篠れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
		「評価対象項目」				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ・ 隣接又は同一現場の他工事等との緒撫的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。 ・ 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ・ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 ・ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うことなど、他の模範となるような取組を実施した。 ・ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 		
		詳細評価内容:				
		評価項目の該当 4項目以上..... a				
		評価項目の該当 3項目 b				
		評価項目の該当 2項目以下..... c				
					評価する項目数	評価
					0	c
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> 篠れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
		「評価対象項目」				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔波労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 ・ 安全衛生を確保するための苦難体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 ・ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。 ・ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。 ・ 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 ・ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ・ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 		
		詳細評価内容:				
		評価項目の該当 4項目以上..... a				
		評価項目の該当 3項目 b				
		評価項目の該当 2項目以下..... c				
					評価する項目数	評価
					0	c

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－2① 「考査項目別運用表（上水道・土木）」（担当係長等）

別紙－2①

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

(担当係長等)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
		「評価対象項目」				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ・ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。 ・ 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ・ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 ・ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ・ 工程管理を適切に行なったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ・ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 		
		詳細評価内容:				
		評価項目の該当 4項目以上..... a				
		評価項目の該当 3項目 b				
		評価項目の該当 2項目以下..... c				
					評価する項目数	評価
					0	c
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
		「評価対象項目」				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 ・ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 ・ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。 ・ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。 ・ 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 ・ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ・ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 		
		詳細評価内容:				
		評価項目の該当 4項目以上..... a				
		評価項目の該当 3項目 b				
		評価項目の該当 2項目以下..... c				
					評価する項目数	評価
					0	c

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－2① 「考査項目別運用表（建築等）」（担当係長等）

別紙－2①

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままする。

(担当係長等)

考査項目	細別	a <input type="checkbox"/> 優れている	b <input type="checkbox"/> やや優れている	c <input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	d <input type="checkbox"/> やや劣っている	e <input type="checkbox"/> 劣っている						
2. 施工状況	II. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うことなど、他の規範となるような取組を実施した。 その他() 										
		<ul style="list-style-type: none"> 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 受注者の責によるトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば d</p>					<ul style="list-style-type: none"> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば e</p>					
		<p>評価項目の該当 3項目以上 a 評価項目の該当 2項目 b 評価項目の該当 1項目以下 c</p>					<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価する項目数	評価	0	c
評価する項目数	評価											
0	c											
2. 施工状況	III. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 安全衛生を確保するため、他の規範となるような活動に取り組んだ。 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 安全対策に係る取り組みが地元から評価された。 その他() 										
		<ul style="list-style-type: none"> 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 受注者の責によるトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば d</p>					<ul style="list-style-type: none"> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば e</p>					
		<p>評価項目の該当 4項目以上 a 評価項目の該当 3項目 b 評価項目の該当 2項目以下 c</p>					<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価する項目数	評価	0	c
評価する項目数	評価											
0	c											

*1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

*2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－2① 「考査項目別運用表（建築等）」（担当係長等）

別紙－2①

工事成績採点の考査項目別運用表（建築等）

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。

（担当係長等）

考査項目	細別	a <input type="checkbox"/> 優れている	b <input type="checkbox"/> やや優れている	c <input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	d <input type="checkbox"/> やや劣っている	e <input type="checkbox"/> 劣っている					
2. 施工状況	II. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生せることなく工事を完成させた。 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 工程管理を適切に行ったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 その他（　　） <p>詳細評価内容：</p> <p>評価項目の該当 3項目以上……… a 評価項目の該当 2項目……… b 評価項目の該当 1項目以下……… c</p>									
		<ul style="list-style-type: none"> 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 受注者の責によるトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば ……… d</p>					<ul style="list-style-type: none"> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば ……… e</p>				
							<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>c</td> </tr> </table>	評価する項目数	評価	0	c
評価する項目数	評価										
0	c										
2. 施工状況	III. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 安全衛生を確保するため、他の機関となるような活動に取り組んだ。 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 その他（　　） <p>詳細評価内容：</p> <p>評価項目の該当 4項目以上……… a 評価項目の該当 3項目……… b 評価項目の該当 2項目以下……… c</p>					<ul style="list-style-type: none"> 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 受注者の責によるトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば ……… d</p>		<ul style="list-style-type: none"> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 <p>上記該当であれば ……… e</p>		
							<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>c</td> </tr> </table>	評価する項目数	評価	0	c
評価する項目数	評価										
0	c										

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－2④ 「考査項目別運用表（上水道・土木）」（担当係長等）

別紙－2④

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

(担当係長等)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	措置内容	点数
7. 法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 指名停止3ヶ月以上 ・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 ・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 ・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満 ・ 5. 文書注意相当 ・ 6. 口頭注意相当 ・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。 ・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、入札説明書による。) ・ 9. その他() 	<ul style="list-style-type: none"> - 20 点 - 15 点 - 13 点 - 10 点 - 8 点 - 5 点 - 3 点 - 0 点 - 0 点
	※該当工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。 ※竣工検査日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。	■ 該当項目なし
	① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上記の措置があった場合」に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行す。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。 ⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。	
	※【適応事例】については、以下に示す事項とする。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2 承諾なしに権利義務等に付いて第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4 延業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事が判明した。 ・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 ・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等) ・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送還等された。 ・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事が判明し、送還等された。 ・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治方針等の力を持ち、妨害した。 ・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不适当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11 送種波等の道路交通事故違反により、逮捕又は送検等された。 ・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業合意等、暴力團関係者がいることが判明した。 ・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15 安全管理の状況が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17 低人コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかつた。 ・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかつた。 ・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかつた。 ・ 21 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかつた。(※減点は「その他」でー1点とする) ・ 22 その他(理由:) 	

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－2④ 「考査項目別運用表（上水道・土木）」（担当係長等）

別紙 2④

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

(担当係長等)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	措置内容	点数
7. 法令遵守等	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20 点
	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15 点
	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13 点
	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10 点
	・ 5. 文書注意相当	- 8 点
	・ 6. 口頭注意相当	- 5 点
	・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等	- 3 点
	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、「新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」による。)	- 0 点
※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。 ※竣工検査日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。		
<p>① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があった場合」に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。 ⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。</p>		
<p>※【適応事例】については、以下に示す事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事が判明した。 ・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があつて、送検等された。 ・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事が判明した。 ・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 ・ 6 建設業法に違反する事が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等) ・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事が判明し、送検等された。 ・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。 ・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17 低人コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が苦難を提出しなかつた。 ・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかつた。 ・ 21 その他:(理由:) 		

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新

別紙－2④ 「検査項目別運用表（建築等）」（担当係長等）

別紙－2④

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

（担当係長等）

検査項目	措置内容	点数	
7. 法令遵守等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 指名停止3ヶ月以上 ・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 ・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 ・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満 ・ 5. 文書注意相当 ・ 6. 口頭注意相当 ・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。 ・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。（減点数は、入札説明書による。） ・ 9. その他（理由： ） 	<ul style="list-style-type: none"> - 20 点 - 15 点 - 13 点 - 10 点 - 8 点 - 5 点 - 3 点 - 0 点 0 点 	<input checked="" type="checkbox"/> 該当項目なし 法令減点 0 総合評価減点 0 その他減点 0 減点合計 0
※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。 ※竣工検査当日前までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。 ① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があった場合」に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名・工期・工事場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等）は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。 ⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。 ⑦ 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は「9.その他（明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった。）」として1点を減する。			
※【適応事例】については、以下に示す事項とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3 労働者の宿泊環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴された。 ・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。（例：括下請け、技術者の専任違反等） ・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げ、又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不正に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。 ・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員・準構成員・企業幹部等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかつた。 ・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出 ・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかつた。 ・ 21 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかつた。（※減点は「その他」で-1点とする） ・ 22 その他（理由： ） 			

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

旧

別紙－2④ 「検査項目別運用表（建築等）」（担当係長等）

別紙－2④

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

(担当係長等)

検査項目	措置内容	点数		
			■該当項目なし	法令減点
7. 法令遵守等	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	− 20 点		
	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	− 15 点		
	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	− 13 点		
	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	− 10 点		
	・ 5. 文書注意相当	− 8 点		
	・ 6. 口頭注意相当	− 5 点		
	・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。	− 3 点		
	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、入札説明書による。)	− 0 点		
	※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。 ※竣工検査当日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。			
	① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があつた場合」に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限る。 ④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。 ⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。			
	※【適応事例】については、以下に示す事項とする。			
	・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。			
	・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。			
	・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。			
	・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。			
	・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴された。			
	・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)			
	・ 7 人間管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。			
	・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。			
	・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。			
	・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。			
	・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。			
	・ 12 受注企業の社員が「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。			
	・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。			
	・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。			
	・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。			
	・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。			
	・ 17 低コスト調査で虚偽の報告があった。			
	・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。			
	・ 19 受注者の契約の相手となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しない。			
	・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。			
	・ 21 その他(理由:)			